

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年4月22日（令和6年（行情）諮問第495号）

答申日：令和7年1月17日（令和6年度（行情）答申第784号）

事件名：特定日における厚生労働大臣の特定発言の根拠が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「新型コロナワクチン接種3日後に夫を亡くした特定個人が2023年特定月日特定イベントで加藤厚生労働大臣に対して遺影を抱えながらワクチン被害について訴えたことに対して「ですが（ワクチン接種により）助かったいのちもあります」と発言した根拠がわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年11月14日付け厚生労働省発感1114第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示理由として「当時の大臣の非公式の発言」とあるが感染症管理の実質トップであるため国民に公にできない秘匿情報も把握していることから事実を開示すべきである。そもそも特定医薬品Aや特定医薬品Bなど有効な薬があるにも関わらず特定法人X・特定法人Yなどの外資製薬の圧力によりワクチンを射たせるために多くの国民を欺き後遺症や死をもたらした厚生労働行政は万死に値する。特定著者が著した特定書籍の邦訳版も日本で刊行されその悪魔のような所業はすでに明らかにされている。

今後厚生労働省に対する日本国民が積年の恨みを裁くためにもすみやかにHER-SYSにあるデータを用いてワクチン接種歴別の死亡者数を素直に開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年10月22日付け（同月25日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、令和5年11月14日付け厚生労働省発感1114第2号により不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年1月2日（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 不開示情報該当性について

本件開示請求により審査請求人が開示を求める内容は、大臣の非公式の場における発言に係る情報であり、事実確認は困難である事に加え、開示請求に係る行政文書について、改めて検索を行ったが、該当する文書の保有は確認できなかったものであり、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないとした原処分は妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求の理由として種々主張するが、いずれも本件開示請求に係る行政文書の存在を立証するものでなく、その主張は失当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年4月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月10日 審議
- ④ 令和7年1月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、当該文書を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 2023年特定月日に開催された特定イベントについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に補足説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

ア 加藤厚生労働大臣が特定イベントにおいて対応を行った際の発言について、厚生労働省としてメモ等の記録を作成・保有した事実はない。

イ また、加藤厚生労働大臣が発言したと審査請求人が主張する「ですが（ワクチン接種により）助かったいのちもあります」との内容に関して、厚生労働省として大臣に特段の事前説明は行っておらず、また、当該説明に関する説明資料等を作成・保有した事実はない。

ウ なお、本件審査請求を受けて、関係部署の書庫や共有フォルダ等を改めて探索したが、本件対象文書に該当する文書は発見されなかった。

(2) 以上の諮問庁の説明については、これを覆すに足りる特段の事情を認めることはできず、また、文書の探索の範囲等についても不十分とはいえない。

したがって、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2のとおり、「(HER-SYSにあるデータを用いた)ワクチン接種歴別の死亡者数を素直に開示すべきである」と主張しているが、これは本件開示請求の対象範囲を超えて開示を求めるものであり、認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子